

## 拾得物と遺失物について

### 【六甲アイランド総合体育施設】

学生部  
スポーツ・健康科学教育研究センター

#### 【拾得物について】

路上で物品や現金を拾ったときは、最寄りの警察署か交番に届け出るようになっていますが、建物や電車の中で物を拾ったときは、『遺失物法』という法律で「できるだけ速やかに施設占有者に届け出なければならない」と定められています。

電車の車内や駅で遺失物（落とし物や忘れ物）を拾った場合は電鉄会社に、甲南大学の教室や敷地内で遺失物を拾得した場合は、学生部に届け出てください。ただし、六甲アイランド総合体育施設の場合は、スポーツ・健康科学教育研究センター事務室（三木瀧蔵記念体育館 1階）に届け出ていただいても構いません。なお、スポーツ・健康科学教育研究センター事務室が閉まっている時間帯であれば、守衛室に届け出てください。

#### 《現金を拾得した場合の特例措置》

上記のとおり、六甲アイランド総合体育施設内で物品や現金を拾った場合は、拾得物を学生部かスポーツ・健康科学教育研究センター事務室に届け出るようになっていますが、現金や貴重品を拾得した者が報労金の権利を放棄しない場合に限り、拾得者は拾得物を最寄りの警察署に届け出ることができます。

#### 【六甲アイランド総合体育施設での取り扱いについて】

六甲アイランド総合体育施設で忘れ物をした時や、物を失った時は、スポーツ・健康科学教育研究センター事務室に行って遺失物の有無を確認するようにしてください。「落とし物」や「忘れ物」は、届けられた日から**翌月の末日まで**、スポーツ・健康科学教育研究センター事務室で保管し、それ以降は学生部に移管されます。ただし、現金、定期券、学生証、携帯電話等の貴重品は、拾得日の翌日から学生部で保管することになっています。学生部は、これらの貴重品については保管期間終了後に警察署に届け出ることにしています。なお、クレジットカード、キャッシュカード、携帯電話などを紛失したときは、不正使用による被害を受けないためにクレジット会社、銀行、携帯電話会社などに連絡してください。

運動靴やトレーニングウェアなどの消耗品については、保管期間を経過すると氏名が記載されていても連絡なく処分しますのでご了承ください。